

八王子市地域生活支援拠点事業運用規定

令和6年4月1日

1 本規定について

「八王子市障害者地域生活支援拠点事業実施要綱（以下「要綱」という。）」第7条に基づき、本事業の詳細について定める。

2 八王子市地域生活支援拠点事業所等とは

八王子市地域生活支援拠点事業所等とは、以下の（１）から（３）に準じる事業所のことである。

なお、八王子市地域生活支援拠点協力事業所として八王子市へ登録するためには、要綱第6条に基づき、「八王子市地域生活支援拠点等としての支援機能を担う事業所登録届出書（第1号様式（要綱関連））」を八王子市へ届出を行う。

（１）八王子市地域生活支援拠点事業所（委託）

「1 地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、拠点事業所は、地域生活支援拠点等の情報連携等を担うための拠点支援員（コーディネーター）を配置し、面的な支援体制を整備するために地域の支援ニーズを把握する。

（２）八王子市地域生活支援拠点専門的コーディネーター

「1 地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、支援者への専門的な助言や研修によるスキルアップ、ネットワークづくりを行う

（３）八王子市地域生活支援拠点協力事業所

「1 地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、地域生活支援拠点事業所（委託）や地域生活支援拠点コーディネーターやその他地域生活支援拠点協力事業所等と連携を取り、各サービスの規定に則り、支援を行う。

なお、地域生活支援拠点協力事業所となる場合、以下の基準を満たすこととする。

- ① 地域生活支援拠点等と連携するための連携担当者がいること
- ② 連携担当者は平時より情報連携に努め、一年度に一度以上、地域生活支援拠点等支援者会議等へ出席すること
- ③ 緊急時に対応できる体制が整っており、体制として枠の空きがあれば、当日の相談かつ利用実績のない利用者に対しても支援できること
- ④ 事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいること（事例検討会や各種研修への参加等）

3 地域生活支援拠点等に係る各種報酬単価を請求するにあたり

八王子市地域生活支援拠点協力事業所のうち、「地域生活支援拠点等に係る各種報酬単価」に示す地域生活支援拠点等であることで算定できる加算を請求する場合は以下の手順を経ることとする。

(1) 市及び「八王子市地域生活支援拠点事業所」と事前に協議する

(2) 「八王子市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録届出書(第1号様式)」を提出する。なお、地域生活支援拠点等機能強化加算の請求をする場合は、「地域生活支援拠点等機能強化加算に係る届出(第2号様式)」も合わせて提出することとする。

(3) 市は「八王子市 地域生活支援拠点等の機能に係る通知書(第3号様式)」により通知する。なお、地域生活支援拠点等機能強化加算の請求をする場合は、「八王子市 地域生活支援拠点等機能強化加算に係る通知書(第4号様式)」により通知する。

(4) 地域体制強化共同支援加算を算定する場合は、「地域体制強化共同支援記録書(第5号様式)」により、八王子市障害者地域移行・相談支援部会をとおり、八王子市障害者地域自立支援協議会へ報告し、第6号様式を八王子市障害者福祉課へ提出すること。

4 地域生活支援拠点事業所等の公表について

地域生活支援拠点事業所等として届出のあった事業所については、担う機能及び事業所名を八王子市 HP に掲載し、公表することとする。



八王子市地域生活
支援拠点事業 HP